

令和8年度観光実務人材確保・育成事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和8年度観光実務人材確保・育成事業

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 目的・趣旨

コロナ収束後、国内外からの観光需要は一層高まりを見せている一方で、社会情勢や旅行者の価値観の変化に伴い、旅のスタイルや宿泊ニーズは多様化している。

こうした中、宿泊業においては、質の高いサービスを持続的に提供していくため、現場の最前線で宿泊業務や調理業務等を担う人材の確保・育成・定着が喫緊の課題となっている。

本事業は、学生等に対して宿泊業の魅力ややりがいを知る機会を提供し、兵庫県内の宿泊業で働くことへの関心を高めるとともに、就職希望者と宿泊事業者とのマッチング機会を創出することにより、宿泊業を支える実務人材の確保等を支援することを目的とする。

4 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という。）

5 委託料

委託料の上限額は7,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、業務実施に係るすべての費用を含めるものとする。

6 業務の内容

本委託の業務内容は下記（1）～（6）を基本とし、事業目的を達成するため、効果的な方法を提案し、実施すること。

（1）参加対象者の募集

下記の業務実施に際し、参加者を募集するとともに、実施までに発生する各種の調整を行う。

なお、各業務の参加対象者の募集は、チラシ作成・配布、各種団体を通じた周知等、幅広く行うこと。また、SNSやインターネットを積極的に活用するなど効果的に実施すること。

ア 参加学生等

大学生、大学院生及び専門学校生並びに宿泊業へ転職を希望する者を対象に参加者を募集すること。（留学生等外国人を含む。）

なお、観光を専攻する学部・学科を有する兵庫県内の大学等や調理専門学校に対しては、特に積極的に案内を行うこと。

イ 参加企業

兵庫県内の事業所での勤務を想定して採用活動を行う宿泊事業者を対象として、広く募集すること。また、最終的な参加企業については、観光本部と協議のうえ決定する。

なお、以下の団体には、必ず案内を行うこと。

(ア) 兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合

(イ) 県内各温泉地の旅館業組合等

(ウ) そのほか、観光本部と協議したうえで、双方が必要と認めた団体

(2) 合同企業説明会の開催

兵庫県内の旅館・ホテルに就職・転職を希望する学生等と宿泊事業者が直接マッチングする機会を創出するため、県内の旅館・ホテルが参加する合同企業説明会を2回～3回以上開催することとし、最低1回は豊岡市内で開催すること。

なお、1回の開催につき参加事業者数20社程度、参加学生等数200名程度を確保できるよう努めること。

参加者は大学院、大学、短大、専修学校、日本語学校等を卒業予定又は宿泊業へ転職を希望する者を対象とし、合同企業説明会において、専用ブース等を設け、参加した外国人留学生が、県内の旅館・ホテルに現役で働いている外国人の先輩社員と交流できる機会を設定すること。(2社以上の社員と交流できるようにすること)

○提案を求めるもの

- ・実施方法
- ・実施内容
- ・本県他事業連携 等

※ 本事業に参加する事業者に対して、本県（労政福祉課所管）が実施している大学生等インターンシップ推進事業への参加登録呼びかけるとともに（未登録の場合）、本事業に参加した学生等が同推進事業へ参加することを促し、参加企業への就職を支援すること。

(3) 調理師専門学校連携

就職前に仕事内容や職場環境等を知る機会を提供し、ミスマッチによる早期離職等を防ぐことを目的に、宿泊事業者と調理師専門学校の交流会等を実施する。

なお、調理師専門学校2校以上の参加を見込むこと。

○提案を求めるもの

- ・連携先学校案
- ・実施内容、方法 等

(4) 外国人留学生採用促進セミナーの開催

兵庫県内に事業所を有する旅館・ホテルの経営者層、採用担当者等を対象に、「外国人留学生の採用促進」をテーマとしたセミナーを開催する。

セミナーは現地・オンラインのハイブリッド形式で実施することとし、アーカイブ配信をするため、セミナー開催後、速やかに録画・編集した動画データを観光本部に提出すること。

(5) アンケート等の実施

各業務の参加者、参加企業それぞれに対して事業効果を測定するためのアンケートを実施し、結果の集計・分析、課題の抽出を行うこと。

また、合同企業説明会及び調理師専門学校連携交流会に参加した企業が採用内定を出した参加学生等の状況について報告すること。報告内容は内定を出した企業名、各内定者数及び各採用予定時期、内定学生等の学校名・専攻、国籍、居住地（市町レベル）等とする。

(6) 業務実施スケジュールの作成

参加学生等の就職活動及び学業の時期を考慮し、それぞれの業務の効果的な実施時期及び全体スケジュールを作成し、提案すること。

7 本業務の目標（KPI）

本業務の実施にあたり、以下の数値を目標値（KPI）として設定し、成果の最大化を図ること。

(1) セミナー参加者：30名

(2) 調理師専門学校連携事業参加事業者：5社

8 実績報告書の提出

受託者は、本委託業務の終了後5日以内に「実績報告書」（様式任意）を提出すること。

9 事業実施上の留意点

(1) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

(2) 業務担当者は、兵庫県の観光に係る基礎的な知識を有する者を配置すること。

(3) 随時、観光本部にスケジュール等を共有し、進行管理を徹底すること。

(4) 問題発生時は、観光本部の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。

(5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

10 著作権等の権利関係

受託者は、観光本部が提供する画像・テキスト等を除き、使用する画像等が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続を行うこと。また、撮影・使用する動画、写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則観光本部に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に観光本部と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、観光本部から支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

11 委託契約の締結

- (1) 契約に係る事務は観光本部が行う。
- (2) 観光本部は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認のうえで提案内容に修正・変更を加えて契約を締結する場合がある。
- (3) 契約条項は、観光本部において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、観光本部に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に観光本部を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、及び過去2年間に法人、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他理事長が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上わたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合において、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

12 その他

(1) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(3) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、観光本部が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は観光本部に対しすべての責任を負うものとする。

13 問合せ先

公益社団法人ひょうご観光本部経営企画課 担当：蓑島

(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

TEL : 078-361-7661 MAIL : minoshima@hyogo-tourism.jp

